

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて（平成 15 年 2 月 28 日財関第 196 号）】  
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 1 章 税関手続申請システムによる手続等</p> <p>（手続の指定）</p> <p>1 - 2 省令第 3 条に規定する申請等のほか、次に掲げる手続については、システムを使用して行わせることができる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) ~ (36) (省略)</p> <p>(37) 農林漁業用重油等の振替承認申請（関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）9 - 10）</p> <p>(38) 軽減税率適用貨物等の用途外使用に該当しない用途の使用届出（関税暫定措置法基本通達 10 - 1）</p> <p>(39) ~ (51) (省略)</p>	<p>第 1 章 税関手続申請システムによる手続等</p> <p>（手続の指定）</p> <p>1 - 2 省令第 3 条に規定する申請等のほか、次に掲げる手続については、システムを使用して行わせることができる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>特例申告貨物指定内容変更届出（関税法基本通達 7 の 6 - 4）</u></p> <p>(3) ~ (37) (同左)</p> <p>(38) 農林漁業用重油等の振替承認申請（関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）8 の 9 - 10）</p> <p>(39) 軽減税率適用貨物等の用途外使用に該当しない用途の使用届出（関税暫定措置法基本通達 9 - 1）</p> <p>(40) ~ (52) (同左)</p>